

証券コード 7247
令和4年6月8日

株 主 各 位

東京都千代田区外神田六丁目13番11号

株式会社 **ミクニ**

代表取締役社長 生 田 久 貴

第100回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第100回定時株主総会を開催いたしますので、下記のとおりご案内申し上げます。

なお、書面または電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使等についてのご案内」（2～3頁）をご参照のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和4年6月28日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都千代田区外神田六丁目13番11号
ミクニビル 2階 ミクニホール
（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第100期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第100期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役1名選任の件

以 上

- 事前に郵送やインターネット等で議決権を行使いただくこともできます。新型コロナウイルスによる感染症予防のため、当日はご来場を見合わせていただくこともご検討ください。
- 本招集ご通知において提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」は、法令及び定款の定めに基づきインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.mikuni.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。なお、監査報告書を作成するに際して監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類には、提供書面記載のもののほか、当社ウェブサイトに掲載する「連結注記表」及び「個別注記表」も含まれております。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.mikuni.co.jp>）に掲載させていただきます。

※株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日時 令和 4 年 6 月 28 日(火曜日) 午前10時(受付開始：午前9時)

場所 東京都千代田区外神田六丁目13番11号
ミクニビル 2階 ミクニホール

(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 令和 4 年 6 月 27 日(月曜日) 午後 5 時 35 分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

行使期限 令和 4 年 6 月 27 日(月曜日) 午後 5 時 35 分まで

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、令和4年6月27日（月曜日）の午後5時35分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコンによる方法

- ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ること
で、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。
（「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。
2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要に
なります。
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードで
のログインが出来ない場合には、上記2.（1）パソコンによる方法にて議決権行使を行っ
てください。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話0120-173-027（通話料無料）
受付時間 午前9時から午後9時まで

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は当期の業績と今後の事業展開を勘案し、中長期の視点から安定的に成果の配分を行うことを剰余金の配当等の基本方針としております。

株主の皆様への安定的な配当と今後の事業展開等を総合的に検討した結果、当期の期末配当につきましては以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金5円といたしたいと存じます。
また、この場合の配当総額は、170,067,920円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
令和4年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。


(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>(附則)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第1条 変更前定款第14条の削除及び変更後定款第14条の新設は、令和4年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、令和4年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条は、なお効力を有する。</p> <p>3. 本条の規定は、令和4年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役1名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</div>	 <small>しらい ますみ</small> 白石 真澄 (昭和33年 11月6日)	昭和53年4月 大阪府勤務(農林水産部) 昭和62年4月 株式会社西武百貨店 平成元年5月 株式会社ニッセイ基礎研究所 平成14年4月 東洋大学経済学部社会経済システム学科 助教授 平成18年4月 東洋大学経済学部社会経済システム学科 教授 平成19年4月 関西大学政策創造学部教授 現在に至る (重要な兼職の状況) 菱洋エレクトロ株式会社 社外取締役 中日本高速道路株式会社 社外監査役 関西新空港株式会社 社外監査役 イーサポートリンク株式会社 社外監査役	—
	<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要> 同氏は過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、民間企業、教職、公職を通じた豊富な経験と深い見識を当社の経営に活かし、取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと期待したため、新任社外取締役候補者といたしました。		

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 白石真澄氏は、新任の社外取締役候補者であります。
 3. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
 (1) 社外取締役候補者は、現在及び過去10年間に当社又は当社の特定関係事業者(会社法施行規則第2条第3項第19号の規定)の業務執行者(同規則同条同項第6号の規定)又は役員となっておりません。また、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
 (2) 社外取締役候補者は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また、過去2年間に受けていたこともありません。
 (3) 社外取締役候補者は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。

(4) 社外取締役との責任限定契約について

当社は、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外取締役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、現行定款第28条において同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。社外取締役候補者 白石真澄氏の選任が承認された場合、当社と同氏との間で当該契約を締結する予定であります。

当該責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。

「社外取締役の当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1百万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。」

(5) 社外取締役候補者 白石真澄氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員と指定し、同取引所に届け出る予定であります。

4. 役員等賠償責任保険契約

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告の21頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと当該保険契約の被保険者となります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

(提供書面)

事業報告

(令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの影響から持ち直しの動きにあったものの、自動車産業のサプライチェーンにおいては半導体などの部品不足による影響が長期化するなど生産活動に制約が見られました。海外においては、米国の景気回復に加え、インド、タイ、インドネシアで持ち直しの動きが見られた一方で、中国においては景気回復ペースが鈍化しました。

このような経営環境のなか当グループにおいては、主力の自動車関連品事業が9.8%の増収となったものの、航空機部品輸入販売事業の取扱高の減少及び「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等の適用の影響などにより、売上高は807億8千9百万円（前期比7.1%減）となりました。自動車関連品事業が大幅な増益となり、営業利益は33億1千8百万円（前期は5億6千9百万円）となりました。この結果、経常利益は31億3千7百万円（前期は5億9千7百万円）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は13億1千8百万円（前期は1億2千5百万円の純損失）となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、従前の会計処理と比較して、当連結会計年度の売上高は216億1千1百万円減少し、営業利益は1億2千5百万円減少、経常利益は1億8百万円減少しております。

(事業別の連結売上高、営業利益の状況について)

[自動車関連品事業]

四輪車・二輪車・汎用エンジン用燃料供給装置類及びエンジン関連機能品類の製造販売を中心とする当事業の売上高は、前期に比べて増加しました。半導体などの部品不足による影響が長期化し一部の完成車メーカーの生産活動が制約を受けましたが、インドにおいて顕著な成長が見られ、売上高は感染拡大前とほぼ同水準にまで回復しました。こうしたなか、引き続き拡販活動に努め、生産効率の向上をはじめとする収益改善活動に取り組んだ結果、当事業の売上高は662億4千5百万円（前期比9.8%増）となり、営業利益は35億6千7百万円（前期は7億7千2百万円）と大幅に改善しました。なお、収益認識会計基準等の適用により、従前の会計処理と比較して、売上高は35億1千7百万円減少し、営業利益は1億2千万円減少しております。

〔生活機器関連品事業〕

ガス機器用制御機器類及び水制御機器類などの製造販売を中心とする当事業の売上高は、前期に比べて増加しました。製品戦略を見直した結果、当事業の売上高は67億5千3百万円（前期比 16.1%増）となりました。半面、部材の調達難に加え、原材料費、物流費の上昇などによる影響もあり、営業損失は4億9千1百万円と前期（2億2千1百万円の営業損失）から拡大しました。なお、収益認識会計基準等の適用により、従前の会計処理と比較して、営業損失は5百万円増加しております。

〔航空機部品輸入販売事業〕

航空機部品類の売上高は、前期に比べて減少しました。当事業の売上高は16億1千5百万円（前期は164億4千1百万円）となりました。収益認識会計基準等の適用により、従前の会計処理と比較して、売上高は180億9千3百万円減少しております。航空旅客機需要が大きく減少している半面、新規事業の寄与などもあり、営業利益は2億8千6百万円（前期比 50.6%増）となりました。

〔芝管理機械等販売事業〕

芝管理機械等販売事業の売上高は、前期に比べて増加しました。顧客の設備投資が回復してきていることに加え、アフターサービスへの注力の成果が現れ始めました。前期に当事業を子会社に承継し機動的な組織運営が図られた効果に加え、会社分割による連結決算への反映期間の変更による影響などもあり、当事業の売上高は38億7千7百万円（前期比 50.9%増）となりました。加えて、商品構成の見直しが進み、営業損失は3千3百万円（前期は1億6千9百万円の営業損失）と縮小しました。

〔その他事業〕

車輦用暖房機器類、福祉介護機器等の製造販売を中心とするその他事業の売上高は、前期に比べて増加しました。福祉介護機器が好調に推移し、その他事業の売上高は22億9千7百万円（前期比 28.4%増）となりました。半面、原材料の調達が困難になっている影響もあり、営業損失は1千万円（前期は2百万円の営業損失）となりました。

事業別の連結売上高、営業利益は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	第99期 (令和2/4～令和3/3)		第100期 (令和3/4～令和4/3)		売上高の増減		営業利益の増減	
	売上高	営業利益	売上高	営業利益	金額	比率	金額	比率
自動車関連品 事 業	60,345	772	66,245	3,567	5,900	9.8%	2,794	361.6%
			69,763	3,688	9,418	15.6%	2,915	377.3%
生活機器関連品 事 業	5,818	△221	6,753	△491	935	16.1%	△270	—
			6,753	△486	935	16.1%	△265	—
航空機部品輸入 販 売 事 業	16,441	190	1,615	286	△14,825	△90.2%	96	50.6%
			19,709	286	3,268	19.9%	96	50.6%
芝管理機械等販 売 事 業	2,568	△169	3,877	△33	1,308	50.9%	136	—
			3,877	△33	1,308	50.9%	136	—
そ の 他 事 業	1,788	△2	2,297	△10	508	28.4%	△7	—
			2,297	△10	508	28.4%	△7	—
合 計	86,962	569	80,789	3,318	△6,172	△7.1%	2,749	483.0%
			102,400	3,444	15,438	17.8%	2,875	505.0%

(注) 1. 表中の数値は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当連結会計年度あるいは前連結会計年度の一方若しくは両方がマイナスの場合の増減率は「—」としております。

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号令和2年3月31日)等を適用しており、第100期に係る各数値については、上段に当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。下段に「参考」として当該会計基準等を適用する前の数値を記載しております。

売上高の増減、営業利益の増減につきましては、上段に当該会計基準等を適用した後の第100期の数値と第99期との比較を記載しております。下段に「参考」として当該会計基準等を適用する前の第100期の数値と第99期との比較を記載しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において当グループが実施した設備投資の総額は、31億6千3百万円でありま
す。

その内容は、新機種の生産設備、生産の合理化・増産対応、新製品の開発・基礎研究等であり
ます。

(3) 資金調達の状況

上記(2)の設備投資に要する資金につきましては、自己資金及び借入金で充ちいたしました。

なお、当社は、運転資金の機動的な調達を行うため、取引銀行9行と総額62億円のコミット
メントライン契約（特定融資枠契約）を締結しております。

また、当連結会計年度において資金調達のための増資や社債発行はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

特記すべき事項はありません。

(8) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	第97期 (平成30/4~平成31/3)	第98期 (平成31/4~令和2/3)	第99期 (令和2/4~令和3/3)	第100期 (当連結会計年度) (令和3/4~令和4/3)
売上高	百万円 121,803	百万円 110,499	百万円 86,962	百万円 80,789
営業利益	百万円 4,403	百万円 2,410	百万円 569	百万円 3,318
経常利益	百万円 4,381	百万円 1,858	百万円 597	百万円 3,137
親会社株主に帰属する 当期純利益 (純損失△)	百万円 2,262	百万円 △4,014	百万円 △125	百万円 1,318
1株当たり 当期純利益 (純損失△)	円 67.26	円 △119.30	円 △3.73	円 39.31
総資産	百万円 96,768	百万円 90,396	百万円 93,891	百万円 96,917
純資産	百万円 32,955	百万円 26,726	百万円 28,396	百万円 31,918
1株当たり純資産額	円 952.60	円 767.72	円 822.12	円 925.67

- (注) 1. 1株当たり当期純利益(純損失△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり当期純利益(純損失△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数から「役員報酬BIP信託」の信託口及び「株式交付ESOP信託」の信託口が保有する当社株式の数を控除しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を適用しており、第100期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
ミクニ パーテック 株式会社	百万円 480	100.0 %	内燃機関・車輛用等の機械器具、精密機械器具及びそれら部品の金型設計、製造販売
ミクニ アメリカン コーポレーション	千米ドル 3,500	99.0	航空機部品の輸出及びその他機器の輸入販売
ミクニ (タイランド) カンパニー リミテッド	百万バート 420	92.1	四輪車用・二輪車用機器及び部品並びに関連製品の製造販売
ピーティー ミクニ インドネシア	千米ドル 15,000	98.0	四輪車用・二輪車用機器及び部品並びに関連製品の製造販売
上海 三国 精密 機械 有限 公司	千米ドル 17,914	90.2	四輪車用・二輪車用機器及び部品並びに関連製品の製造販売、ヒータの製造販売
成都 三国 機械 電子 有限 公司	千米ドル 17,290	100.0	四輪車用・二輪車用機器及び部品並びに関連製品の製造販売
浙江 三国 精密 機電 有限 公司	百万円 1,777	100.0	ガス用立ち消え安全装置及びガス器具用電池電磁弁の製造販売
ミクニ インディア プライベート リミテッド	千ルピー 1,735,000	98.0	四輪車用・二輪車用機器及び部品並びに関連製品の製造販売

(注) ピーティー ミクニ インドネシア及びミクニ インディア プライベートリミテッドの出資比率は、間接所有も含めております。

(10) 対処すべき課題

当グループは「ものづくり」を基盤とした持続可能な高収益企業を目指し、安全、品質、健康、教育、コンプライアンスをすべての活動の礎とし、以下の課題に対処してまいります。

- ・地球と社会の持続可能性を高め、自らも発展するというサイクルの実現
- ・開発力、競争力を高める活動の継続
- ・DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進
- ・従業員エンゲージメントの向上
- ・キャッシュ保全と資金の安定調達
- ・新型コロナウイルスの収束が見通せないなか「with コロナ」を前提とした事業の推進

2013年にスタートさせた長期経営計画「VISION 2023」を2021年に見直し「VISION 2023 Final STAGE」を推進しております。気候変動とデジタル化に向けた取り組みを強化することを計画に織り込み、以下の活動、施策、戦略を実行することで課題に対処してまいります。

- ① 2050年カーボンニュートラルを目標にした活動
 - ・2030年までにScope 1 とScope 2 の温室効果ガスを50%削減するための着実な取り組み
 - ・Scope 3 の温室効果ガスを削減するための販売、開発体制
- ② 経営資源の最適配分
 - ・全体最適の視点から経営資源を配分し、原材料費、物流費などの上昇による影響を最小化
 - ・インド事業の更なる成長に向けた戦略的な資源配分
- ③ 長期的な開発戦略に基づく製品開発の効率化
 - ・内燃機関の進化及び電動化に対応した戦略製品の開発
 - ・開発、生産、購買、販売が一体となったフロントローディングとDXの推進による開発リードタイムの短縮
 - ・モデルベース開発を展開し開発効率を改善、提案力を強化、開発品質を向上
- ④ グローバル市場における存在価値向上を目指した顧客戦略、生産戦略
 - ・顧客とのコミュニケーションを通じた戦略製品の拡販
 - ・仕入から生産、販売までを見通したトータルでのコスト削減活動の推進
 - ・生産拠点の再編
- ⑤ 競争力と自己変革力の強化を目指したDX
 - ・あらゆるプロセスの時間短縮
 - ・「つながる工場」を目指した活動による生産の効率化と製造品質の向上
 - ・事業環境の変化に素早く対応する柔軟性と機動力をもった組織づくり
- ⑥ エンゲージメントを向上させる人材戦略
 - ・従業員と中長期のビジョンを共有
 - ・健康経営の推進による生産性向上
- ⑦ ステークホルダーの期待に応える財務戦略
 - ・経営環境の変化に耐える財政状態の実現
 - ・資本コストを重視した投資活動により、上場する株式市場での評価を高める

(11) 主要な事業内容（令和4年3月31日現在）

事業区分	主要な製品・事業内容
自動車関連品事業	電子制御スロットルボデー、電動オイルポンプ、電動バキュームポンプ 可変バルブタイミングシステム、冷却水制御バルブ、アクティブペダル モジュール、バキュームポンプ、ダイカスト製品類など
生活機器関連品事業	ガス用立ち消え安全装置、電磁弁、ガス用電動開閉弁、ガス用流量制御 弁など
航空機部品輸入販売事業	航空機部品、素材、附属品、地上設備など
芝管理機械等販売事業	芝刈機、芝管理機械、ゴルフカートなど
その他事業	車輻用暖房機器、福祉介護機器、身障者用運転補助装置、携帯用加湿 器、不動産管理など

(12) 主要な営業所及び工場（令和4年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所及び工場

名称	所在地
本社	東京都千代田区
事業所及び工場	神奈川県小田原市、静岡県菊川市、岩手県滝沢市

② 主要な子会社

名称	所在地
ミクニ パーテック株式会社	静岡県牧之原市
ミクニ アメリカン コーポレーション	米国 カリフォルニア州
ミクニ（タイランド）カンパニー リミテッド	タイ アユタヤ県
ピーティー ミクニ インドネシア	インドネシア プカシ県
上海三国精密機械有限公司	中華人民共和国 上海市
成都三国機械電子有限公司	中華人民共和国 四川省
浙江三国精密機電有限公司	中華人民共和国 浙江省
ミクニ インディア プライベート リミテッド	インド ラジャスタン州

(13) **使用人の状況**（令和4年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
5,345 (1,835) 名	176名減 (5名増)

(注) 使用人数は就業人員（当グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当グループへの出向者を含んでおります。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員）は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,502 (435) 名	39名減 (29名減)	41.7歳	18.7年

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除いております。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員）は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

(14) **主要な借入先の状況**（令和4年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 り そ な 銀 行	7,531百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	6,470
株 式 会 社 横 浜 銀 行	4,882
株 式 会 社 岩 手 銀 行	4,237
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	4,033
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,764

(15) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

当社は、令和4年4月1日を効力発生日として、航空宇宙分野に関わる部品等の輸入販売事業を株式会社ミクニエアロスペースに承継させる新設分割を行いました。

2. 会社の株式に関する事項（令和4年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 110,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 34,049,423株（自己株式35,839株を含む。）
- (3) 株主数 7,184名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,770千株	8.14%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	1,906	5.60
風の会 持株会	1,753	5.16
株式会社りそな銀行	1,678	4.93
株式会社横浜銀行	1,678	4.93
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,289	3.79
株式会社三菱UFJ銀行	1,138	3.35
ミクニ総業株式会社	1,016	2.99
生田允紀 信託口	1,010	2.97
スズキ株式会社	1,007	2.96

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（35,839株）を控除して計算しております。
2. 持株比率は、「役員報酬BIP信託」の信託口が保有する274,580株及び「株式交付ESOP信託」の信託口が保有する179,800株を含めて計算しております。
3. 「役員報酬BIP信託」の信託口が保有する株式及び「株式交付ESOP信託」の信託口が保有する株式は、自己株式に含めておりません。
4. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
当事業年度中に職務執行の対価として交付された株式は、取締役2名に対し29,200株です。
- (6) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成27年5月25日開催の取締役会及び平成27年6月26日開催の第93回定時株主総会において、役員向け株式報酬制度「役員報酬BIP信託」の導入を決議し、令和2年8月7日開催の取締役会で制度期間の延長、本制度に対する金銭の追加拠出を決議しました。

令和4年3月31日現在「役員報酬BIP信託」の信託口が保有する当社株式は274,580株です。

当社は、令和2年3月31日開催の取締役会において、従業員向け株式交付信託「株式交付ESOP信託」の導入を決議しました。

令和4年3月31日現在「株式交付ESOP信託」の信託口が保有する当社株式は179,800株です。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（令和4年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	生 田 允 紀	
代表取締役社長	生 田 久 貴	CEO（最高経営責任者）COO（最高執行責任者）
取 締 役	杉 山 一 郎	常務執行役員 CCO（チーフコンペティティブオフィサー） CDO（最高デジタル責任者） サプライチェーン本部長 環境マネジメント担当 リスク管理委員会委員長
取 締 役	橋 本 徹	常務執行役員CTO（最高技術責任者）CQO（最高品質責任者）商品戦略担当 知的財産戦略担当
取 締 役	藤 森 聰	常務執行役員CFO（最高財務責任者）コーポレート本部長 コンプライアンス委員会委員長
取 締 役	高 島 正 之	三菱製鋼株式会社 社外取締役
取 締 役	鈴 木 孝 男	株式会社キムラタン 社外取締役
取 締 役	山 田 秀 雄	山田・尾崎法律事務所 弁護士 ヒューリック株式会社 社外取締役 サトーホールディングス株式会社 社外取締役 太洋化学工業株式会社 社外監査役
取 締 役	椎 名 茂	株式会社ホットリンク 社外取締役 株式会社TAKARA & COMPANY 社外取締役 慶應義塾大学理工学部 訪問教授 日本障害者スキー連盟 会長
常 勤 監 査 役	鈴 木 和 重	
常 勤 監 査 役	下 山 秀 弥	
監 査 役	宮 島 司	朝日大学法学部・大学院法学研究科教授 ヒューリック株式会社 社外取締役 大日本印刷株式会社 社外取締役 株式会社ダイフク 社外監査役
監 査 役	山 内 純 子	株式会社宮崎銀行 社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役高島正之氏、鈴木孝男氏、山田秀雄氏、椎名茂氏は社外取締役であります。
なお、当社は4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。
2. 常勤監査役下山秀弥氏、監査役宮島司氏、山内純子氏は社外監査役であります。
なお、当社は3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。
3. 常勤監査役鈴木和重氏は、当社の管理部門の要職及び国内グループ会社の代表取締役等を歴任し財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 令和4年4月1日付で取締役の担当を次のとおり変更しております。

氏名	新 役 職 及 び 担 当	旧 役 職 及 び 担 当
生 田 久 貴	代表取締役社長 CEO（最高経営責任者） COO（最高執行責任者） サステナビリティ委員会委員長	代表取締役社長 CEO（最高経営責任者） COO（最高執行責任者）
杉 山 一 郎	取締役 常務執行役員 CCO（チーフコンペティティブ オフィサー） CDO（最高デジ タル責任者） サプライチェーン 本部長 サステナビリティ委員会 運営統括	取締役 常務執行役員 CCO（チーフコンペティティブ オフィサー） CDO（最高デジ タル責任者） サプライチェーン 本部長 環境マネジメント担当 リ スク管理委員会委員長

(2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

① 就任

令和3年6月29日開催の第99回定時株主総会において杉山一郎氏、藤森 聰氏が取締役に選任され鈴木和重氏が監査役に選任され就任いたしました。

② 退任

令和3年6月29日開催の第99回定時株主総会終結の時をもって取締役浅井俊郎氏、高橋秀樹氏は任期満了により退任し、監査役森田 一氏は辞任により退任いたしました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、現行定款第28条において同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより当社と社外取締役との間で、責任限定契約を締結しております。

取締役高島正之氏、鈴木孝男氏、山田秀雄氏、椎名 茂氏の当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1百万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

当社は、監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、現行定款第34条において同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより当社と監査役との間で、責任限定契約を締結しております。

監査役鈴木和重氏、下山秀弥氏、宮島 司氏、山内純子氏の当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1百万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役・監査役・執行役員及び、一部グループ会社の役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、補填する額に限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(5) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

イ.役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、平成30年11月26日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや独立社外取締役を委員長とし、過半数を独立社外取締役で構成される任意の指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

当社の取締役の報酬につきましては、金銭と非金銭報酬（当社株式）により支給しております。固定報酬である金銭報酬は、役員報酬に関する規程に基づき、取締役としての責務、業務執行状況等を勘案し、指名・報酬諮問委員会の検討結果を踏まえ、取締役会において決定しております。監査役報酬につきましては、監査役協議により決定しております。

業績連動報酬につきましては、金銭と株式による支給としており、指名・報酬諮問委員会の検討結果を踏まえ、各取締役の報酬等の額及び算定方法を決定する権限を有する取締役会において決定しております。当社はグローバルに事業展開しており、為替変動など様々な要因によって影響を受けます。取締役の職務執行を評価する指標としては、ROE、ROAなどのほか連結経常利益の目標達成率が適当と考え、これらに応じた係数を50%から150%の範囲で求め、業績連動報酬に反映させております。

当連結会計年度につきまして期初は連結経常利益予想（目標）を22億円としました。実際の連結経常利益は31億3千7百万円でした。

取締役の報酬は、高島社外取締役を委員長とする報酬諮問委員会において、代表取締役が策定した原案を審議のうえ、取締役会に上程しております。取締役会の審議においては、最終的な決定を全取締役の同意のもと、代表取締役社長である生田久貴氏に委任しております。生田久貴氏に委任した理由は、当グループの業績等を勘案し各取締役の担当部門の実績を評価するには、代表取締役社長が適していると判断したためであります。

ロ.当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる役員 の員数（名）
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	220 (24)	207 (24)	12 -	11 (4)
監査役 (うち社外監査役)	38 (22)	38 (22)	- -	5 (3)
合計 (うち社外役員)	258 (47)	246 (47)	12 -	16 (7)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当事業年度末現在の取締役は9名（うち社外取締役は4名）、監査役は4名（うち社外監査役は3名）であります。なお、上記の取締役、監査役の員数と相違しておりますのは、令和3年6月29日開催の第99回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、監査役1名が含まれているためであります。
3. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第84回定時株主総会において年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該決議時点の取締役の員数は9名でありました。
4. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第84回定時株主総会において年額72百万円以内と決議いただいております。当該決議時点の監査役の員数は4名でありました。
5. 上記のほか、非金銭報酬（当社株式）として取締役5名に対する役員株式報酬13百万円を計上しております。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役山田秀雄氏は、山田・尾崎法律事務所の代表弁護士であります。当社と山田・尾崎法律事務所との間には特別な関係はありません。

取締役椎名 茂氏は、日本障害者スキー連盟の会長であります。当社と日本障害者スキー連盟との間には特別な関係はありません。

- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役高島正之氏は、三菱製鋼株式会社の社外取締役であります。当社と三菱製鋼株式会社との間には特別な関係はありません。

取締役鈴木孝男氏は、株式会社キムラタンの社外取締役であります。当社と株式会社キムラタンとの間には特別な関係はありません。

取締役山田秀雄氏は、ヒューリック株式会社、サトーホールディングス株式会社の社外取締役、太洋化学工業株式会社の社外監査役であります。当社とヒューリック株式会社、サトーホールディングス株式会社、太洋化学工業株式会社との間には特別な関係はありません。

取締役椎名 茂氏は、株式会社ホットリンクの社外取締役、株式会社TAKARA & COMPANYの社外取締役、慶應義塾大学理工学部の訪問教授であります。当社と株式会社ホットリンク、株式会社TAKARA & COMPANY、慶應義塾大学との間には特別な関係はありません。

監査役宮島 司氏は、朝日大学法学部・大学院法学研究科教授、ヒューリック株式会社、大日本印刷株式会社の社外取締役、株式会社ダイフクの社外監査役であります。当社と朝日大学、ヒューリック株式会社、大日本印刷株式会社、株式会社ダイフクとの間には特別な関係はありません。

監査役山内純子氏は、株式会社宮崎銀行の社外取締役（監査等委員）であります。当社と株式会社宮崎銀行との間には特別な関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（13回開催）		監査役会（12回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役高島正之	13回	100.0%	－	－
取締役鈴木孝男	13	100.0	－	－
取締役山田秀雄	13	100.0	－	－
取締役椎名茂	13	100.0	－	－
常勤監査役下山秀弥	13	100.0	12回	100.0%
監査役宮島司	13	100.0	12	100.0
監査役山内純子	12	92.3	12	100.0

ロ. 取締役会等における発言状況

取締役高島正之氏は経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、他社において社外取締役の実績があります。

取締役鈴木孝男氏は通商産業省（現 経済産業省）における豊富な経験に加え、経営者としての経験と幅広い見識を有しており、他社において社外取締役の実績があります。

取締役山田秀雄氏は弁護士の資格を持ち、法的な専門知識を有するほか、他社において社外取締役及び社外監査役の実績を有しております。

取締役椎名茂氏は経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、他社において社外取締役の実績があります。

常勤監査役下山秀弥氏は、過去に金融機関の執行役員の実績があり、他社において社外監査役の実績があります。

監査役宮島司氏は、大学教授、学識経験者としての幅広い実績と見識を有し、弁護士の資格を持ち法的な専門知識を有するほか、他社において社外取締役及び社外監査役の実績を有しております。

監査役山内純子氏は、他社において取締役及び金融機関の社外取締役（監査等委員）の実績があり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。

このような経験と知見をもとに各取締役及び各監査役は、取締役会において、客観的な視点から意見を述べるとともに、意思決定の妥当性・適正性・適法性を確保するための発言を行っております。

また、各監査役は、監査役会においても監査に関する重要事項の協議や監査結果について意見交換等を行っております。さらに各取締役及び各監査役は代表取締役等との間で定期的な意見交換等も行っております。

八. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役高島正之氏、鈴木孝男氏、山田秀雄氏は任意の指名・報酬諮問委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。

なお、任意の指名・報酬諮問委員会の委員長は、取締役高島正之氏が務めております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 監査法人日本橋事務所

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、ミクニ アメリカン コーポレーション、ミクニ (タイランド) カンパニー リミテッド、ピーティー ミクニ インドネシア、上海三国精密機械有限公司、成都三国機械電子有限公司、浙江三国精密機電有限公司、ミクニ インディア プライベート リミテッドは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 監査役会は、日本監査役協会公表の「会計監査人との連携に関する実務指針」を参考とし、取締役が当該監査人に対する報酬について相当であると判断した事由を基に、会計監査人の監査計画の範囲及び内容、職務の遂行状況等、必要事項の確認及び検証を行い、当事業年度の報酬額の見積もりの妥当性を検証した結果、同報酬について会社法第399条第1項に基づく同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況に関する事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決議内容の概要は以下のとおりであります。

【業務の適正を確保するための体制の概要】

(1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の取締役は、法令遵守は当然のこととして、社会の構成員としての企業人・社会人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動し、社会的に公正且つ適法な事業活動を実践し、その経営にあたる。
- ② 当社の取締役は、この実践のため、「経営方針」「行動指針」及び取締役会で承認した「コンプライアンス行動規範」に従い、当社のみならずグループ全体における法令及び企業倫理を自ら率先して遵守する。
- ③ 当社の取締役会における重要な経営の意思決定に際しては、可能な限りの合理的な情報収集・調査・検討を行い、十分な議論を尽くしたうえで合理的な判断のもと意思決定を行うものとする。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役は、取締役会・執行役員会等、重要な意思決定に係る議事、決裁及びその他重要な書類等については法令の定めにもとづき、文書管理規程等の社内規程に基づき、情報の適正な保存及び管理を行うものとする。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社の取締役は、企業を取り巻くリスクに対処すべく、リスク管理体制の実践的な構築を行うものとする。
- ② 当社の取締役・執行役員で構成される「リスク管理委員会」は、各種規程類やマニュアル等の整備を行い、取締役会の承認のもと、リスク管理体制を推進する。各本部・事業部・カンパニーの個別のリスクに対しては、各種規程類やマニュアル等に従い各本部・事業部・カンパニーが管理を行うものとする。
- ③ 上記の他、海外危機、災害対策、情報セキュリティ、安全衛生に係るリスクに対しては個別の小委員会を設置し、各小委員会で詳細な管理を行うものとする。なお、会社に重大な影響を与える危機の発生に際しては危機管理規程に基づき行動する。

- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社の取締役会は、原則月 1 回以上開催するものとし、経営上の意思決定・監督機能を基本的役割として、経営環境の変化に対し、可能な限りの合理的な情報収集・調査・検討を行い、十分な議論を尽くしたうえで合理的な判断のもと迅速且つ的確に対応すべく意思決定を行うものとする。
 - ② 当社は執行役員制度を採用し、執行役員への権限委譲により、迅速な業務執行を行うものとする。
 - ③ 当社の執行役員会は、定期的に、事業計画に従って各本部・事業部・カンパニー毎の業務の執行について、進捗状況の確認及び意思決定を行うものとする。
- (5) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「経営方針」「行動指針」「コンプライアンス行動規範」及び取締役・執行役員を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて整備した各種規程類、行動規範、マニュアル等の実践的運用と徹底を、研修会等を通して、継続的に行うものとする。
 - ② 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合されているか及び上記の施策が適切に運営されているかを各種モニタリング及び内部監査を通して監視を行うものとする。
 - ③ 法令遵守に関する疑義のある行為等について、当社の使用人が直接通報を行う手段を確保するものとして、社外の弁護士に通報できる内部通報システム（ミクニヘルプライン）を設置・運営し、不祥事を未然に防止するように努める。この場合、通報者の希望により匿名性を保障するとともに通報者に不利益がないことを確保する。
- (6) 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 子会社の取締役等の業務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ① 当社が定めるグループ会社管理規程及びグループ会社報告要領において、子会社の月次業績報告、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づける。
 - ② 当社は、当社及び子会社の取締役等が出席する会議を定期的で開催し、子会社に対し当該会議における報告を義務づける。
 - ③ 当社は、子会社を管轄する地域統括及び子会社の担当役員を定め子会社において重要な事象が発生した場合には、適宜当社への報告を義務づける。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、グループ全体のリスク管理について定める危機管理規程を策定し、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
- ② 当社は、子会社のリスク管理を担当する機関としてリスク管理委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメント推進にかかわる課題・対応策を審議する。
- ③ 当社は、不測の事態や危機の発生時に危機管理規程に基づき危機管理対策本部を設置し、子会社の事業の継続を図るため、応急対応策を策定し、子会社との連携を図る。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の独立性を尊重しつつ企業単位の事業計画の立案、遂行及びその他意思決定の権限を一部委譲し、職務の執行を効率的に行う体制を構築させる。

二. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「経営方針」「行動指針」及び各種規程類、行動規範、マニュアル等の実践的運用と徹底を継続的に行うものとする。
- ② 子会社においては、各子会社に規模や業態等及び所在国法令に基づき適正数の監査役を配置する。
- ③ 当社は、各子会社に対し、「内部統制体制の構築と運営」を役割と定め、その支援を行うとともに、当社の内部監査部門は、内部監査規程、内部統制監査規程、グループ会社管理規程に基づき、定期あるいは臨時に子会社に対する内部監査を実施する。

ホ. その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び子会社の企業集団としての業務の適正と効率性を確保するためのグループ会社管理規程に基づき、定期的に、子会社各社の業務の効率性の確認を行うとともに、コンプライアンス及びリスク管理についてグループ全体で取り組み、業務の適正の確保をする。
- ② 当社の取締役・執行役員は、当社及び子会社が適切な内部統制システムの整備を行うように指導する。
- ③ その他、当社及び子会社の業務の適正を確保するために、「経営トップ診断」「グローバル経営会議」等を実施し、今後も充実をさせていくものとする。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助する補助使用人の配置を求めた場合には、適正な人選を行い、監査役の同意のうえ、指名する。なお、補助使用人が他部署の使用人を兼務することは妨げない。また、補助使用人が所属する部署（補助使用人が複数の場合はその内の一部署）内に事務局を置く。
- ② 補助使用人として指名された者は、監査役の指示に従いその職務を行うものとする。
- ③ 監査役は、その職務を補助使用人に補助させる場合のほか、内部監査部門並びに関係部署に対しても、その職務の補助及び連携を求めることができるものとする。

(8) 前号の補助使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該補助使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の職務を補助する補助使用人の人事異動等については監査役会の同意に基づくものとする。
- ② 当社の監査役の職務を補助する補助使用人は、監査役よりの指示があった場合、毎月開催される監査役会に出席することとし、補助使用人としての職務の遂行は監査役の指揮命令に従うこととする。
- ③ 当社の監査役の職務を補助する補助使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る職務を優先するものとする。

(9) 当社の監査役への報告に関する体制

イ. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- ① 取締役及び使用人は、監査役に対し、法定事項を報告するのみならず、代表取締役と監査役会が適宜協議し合意した報告事項についても、継続的に報告するものとする。
- ② 内部監査部門の監査結果については、監査役に報告をする。

- ロ. 子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた当社の取締役等及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
- ① 子会社の取締役等及び使用人は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
 - ② 子会社の取締役等及び使用人は、法令等の違反行為等、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査役に対して報告を行う。
 - ③ 当社内部監査部門及び子会社の監査役等は、定期的に当社の監査役に対する報告会を実施し、子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。
- (10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、監査役へ報告を行った子会社の取締役等及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を子会社の取締役等及び使用人に周知する。
- (11) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役がその職務の執行について、生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (12) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- 代表取締役及び社外取締役との情報・意見交換の場として、「意見交換会」を定期的を開催し、監査機能の向上を図るものとする。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当グループは上記の体制を整備し、以下のとおり運用しております。

1. コンプライアンス体制

・取締役、執行役員等で構成されるコンプライアンス委員会が定期的に規程及び「コンプライアンス行動規範」を見直し、必要に応じて改訂。講義に加えITを利用した教育活動を実施するほか、日常のコミュニケーションなどを通じてコンプライアンスが遵守される風土づくりに努め、コンプライアンスが遵守されていることを確認しております。

2. リスク管理体制

・取締役、執行役員等で構成されるリスク管理委員会が多方面におけるリスク発生要因を把握想定、分析し、リスクの顕在化を回避するとともに、リスク顕在化の際の損失を最小限に抑える取り組みを実施しております。

3. 取締役の職務の適正及び効率性の確保に関する取り組み状況

・取締役会は取締役9名（うち社外取締役4名）で構成され、監査役の出席のもと、業務執行取締役等から業務の執行状況について報告がなされ、経営方針及び中長期的な経営戦略のほか、感染症対策など新たな課題に係る重要事項等について適時に審議、決議を行っております。

4. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正の確保に関する取り組み状況

・取締役、執行役員等が子会社の取締役等に就き、子会社の業務の執行が適正かつ効率的に行われるよう監督しております。同時に、内部監査部門が監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施し、業務の適正を確保する取り組みを実施しております。

5. 監査役監査の実効性の確保に対する取り組み状況

・監査役会は監査役4名（うち社外監査役3名）で構成され、原則毎月開催される監査役会において監査に関する重要な報告、決議を行っております。監査役は取締役会などに出席するほか取締役、会計監査人、内部監査部門などと情報を共有し意見を交わし、職務執行について監査を行っております。監査役と取締役の意思疎通は円滑であり、監査の実効性が確保されております。

連結貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資産の部)	金 額	科 目 (負債の部)	金 額
流動資産	51,010	流動負債	33,553
現金及び預金	5,060	支払手形及び買掛金	11,000
受取手形	221	電子記録債務	887
電子記録債権	1,766	契約負債	399
売掛金	18,572	短期借入金	6,794
契約資産	26	1年内返済予定長期借入金	6,553
商品及び製品	11,666	リース債務	336
仕掛品	6,571	未払金及び未払費用	4,547
原材料及び貯蔵品	3,134	未払法人税等	349
その他	4,067	賞与引当金	1,394
貸倒引当金	△76	製品保証引当金	218
固定資産	45,906	その他	1,071
有形固定資産	37,365	固定負債	31,444
建物及び構築物	8,233	長期借入金	22,015
機械装置及び運搬具	12,674	リース債務	454
工具器具及び備品	1,491	繰延税金負債	2,673
土地	11,820	再評価に係る繰延税金負債	2,249
リース資産	713	退職給付に係る負債	3,106
建設仮勘定	2,432	役員報酬BIP信託引当金	66
無形固定資産	810	株式交付引当金	23
リース資産	3	その他	856
のれん	1	負債合計	64,998
その他	805	(純資産の部)	
投資その他の資産	7,729	株主資本	20,827
投資有価証券	5,846	資本金	2,215
繰延税金資産	803	資本剰余金	1,908
その他	1,236	利益剰余金	16,886
貸倒引当金	△156	自己株式	△181
資産合計	96,917	その他の包括利益累計額	10,236
		その他有価証券評価差額金	2,709
		繰延ヘッジ損益	13
		土地再評価差額金	5,282
		為替換算調整勘定	2,096
		退職給付に係る調整累計額	133
		非支配株主持分	854
		純資産合計	31,918
		負債及び純資産合計	96,917

連結損益計算書

(令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	80,789
売上原価	66,426
販売費及び一般管理費	14,362
営業利益	11,044
営業外収益	3,318
受取利息・配当金	601
為替差益	196
貸助成替貸収	122
その他	120
営業外費用	46
支持分法による投資損	114
経常利益	782
特別利益	599
固定資産売却益	74
投資有価証券売却益	107
特別損失	3,137
固定資産売却等損失	324
減価償却損失	55
関係会社株式売却費用	166
その他	102
税金等調整前当期純利益	358
法人税、住民税及び事業税	69
法人税等調整額	184
当期純利益	53
非支配株主に帰属する当期純利益	17
親会社株主に帰属する当期純利益	33
	3,103
	1,589
	147
	1,365
	47
	1,318

連結株主資本等変動計算書

(令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
令和3年4月1日 期 首 残 高	2,215	1,923	15,566	△197	19,507
会計方針の変更による累積 的 影 響 額			326		326
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	2,215	1,923	15,893	△197	19,834
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△340		△340
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,318		1,318
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分				15	15
非支配株主との取引に係 る親会社の持分変動		△14			△14
連 結 範 囲 の 変 動		△1	14		13
株主資本以外項目の連結 会計年度中の変動(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	△15	993	15	993
令和4年3月31日 期 末 残 高	2,215	1,908	16,886	△181	20,827

	その他の包括利益累計額						非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	為替換算調 整勘定	退職給付に 係る調整累 計額	その他の包 括利益累計 額合計		
令和3年4月1日 期首残高	3,108	25	5,282	△223	△140	8,053	835	28,396
会計方針の変更による累積 影響額								326
会計方針の変更を反映した 当期首残高	3,108	25	5,282	△223	△140	8,053	835	28,723
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△340
親会社株主に帰属す る当期純利益								1,318
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								15
非支配株主との取引に係 る親会社の持分変動								△14
連結範囲の変動								13
株主資本以外項目の連結 会計年度中の変動(純額)	△399	△11	-	2,320	273	2,183	18	2,202
連結会計年度中の変動額合計	△399	△11	-	2,320	273	2,183	18	3,195
令和4年3月31日 期末残高	2,709	13	5,282	2,096	133	10,236	854	31,918

貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	23,086	流動負債	19,449
現金及び預金	592	支払手形	86
受取手形	35	買掛金	5,925
電子記録債権	503	電子記録債権	821
売却掛金	10,322	契約負債	239
契約資産	26	短期借入金	2,750
商品及び製品	6,597	1年内返済予定長期借入金	5,813
仕掛品	1,794	リース負債	265
原材料及び貯蔵品	250	未払法人税等	722
前払費用	121	未払法人税等	63
短期貸付金	1,123	未払費用	1,209
未収入金	439	預り金	105
その他の金	1,407	賞与引当金	1,183
貸倒引当金	△128	製品保証引当金	79
固定資産	43,144	その他	183
有形固定資産	18,413	固定負債	27,405
建物	4,100	長期借入金	20,560
構築物	139	リース負債	287
機械及び装置	2,178	繰延税金負債	1,168
車両運搬具	11	再評価に係る繰延税金負債	2,249
工具器具備品	287	退職給付引当金	2,489
土地	10,165	役員報酬BIP信託引当金	66
リース資産	489	株式交付引当金	23
建設仮勘定	1,042	その他	561
無形固定資産	419	負債合計	46,855
ソフトウェア	398	(純資産の部)	
その他の金	21	株主資本	11,369
投資その他の資産	24,311	資本	2,215
投資有価証券	5,504	資本剰余金	1,700
関係会社株式	11,398	資本準備金	1,700
関係会社出資金	5,388	利益剰余金	7,635
関係会社長期貸付金	1,575	利益準備金	598
長期前払費用	153	その他の利益剰余金	7,036
その他の金	447	繰越利益剰余金	7,036
貸倒引当金	△156	自己株式	△181
資産合計	66,231	評価・換算差額等	8,006
		その他有価証券評価差額金	2,709
		繰延ヘッジ損益	13
		土地再評価差額金	5,282
		純資産合計	19,375
		負債及び純資産合計	66,231

損益計算書

(令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	38,893
売上原価	34,877
売上総利益	4,016
販売費及び一般管理費	5,088
営業損失	1,072
営業外収益	2,843
受取利息・配当金	2,568
為替差益	48
貸し入れ	200
その他	26
営業外費用	382
支払利息	254
その他	127
経常利益	1,389
特別利益	335
固定資産売却益	31
投資有価証券売却益	166
関係会社株式売却益	14
抱合せ株式消滅差益	122
特別損失	99
固定資産売却等損失	47
減損損失	4
関係会社株式売却損失	34
和解関連費用	9
その他	2
税引前当期純利益	1,625
法人税、住民税及び事業税	386
当期純利益	1,238

株主資本等変動計算書

(令和3年4月1日から)
(令和4年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本等変動計算書								自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金 合計			
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	固定資産 圧縮記帳 積立金	繰越利益 剰余金				
令和3年4月1日 期首残高	2,215	1,700	1,700	598	0	5,810	6,410	△197	10,127	
会計方針の変更による累 積的影響額						326	326		326	
会計方針の変更を反映し た当期首残高	2,215	1,700	1,700	598	0	6,137	6,737	△197	10,454	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当						△340	△340		△340	
当期純利益						1,238	1,238		1,238	
自己株式の取得								△0	△0	
自己株式の処分								15	15	
固定資産圧縮記 帳積立金の取崩					△0	0	-		-	
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）									-	
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△0	899	898	15	914	
令和4年3月31日 期末残高	2,215	1,700	1,700	598	-	7,036	7,635	△181	11,369	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
令和3年4月1日 期首残高	3,108	25	5,282	8,416	18,544
会計方針の変更による 累積的影響額					326
会計方針の変更を反映 した当期首残高	3,108	25	5,282	8,416	18,871
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△340
当期純利益					1,238
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					15
固定資産圧縮記 帳積立金の取崩					-
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	△399	△11	-	△410	△410
事業年度中の変動額合計	△399	△11	-	△410	503
令和4年3月31日 期末残高	2,709	13	5,282	8,006	19,375

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和4年5月17日

株式会社 ミクニ
取締役会 御中監査法人 日本橋事務所
東京都中央区指定社員 公認会計士 渡邊 均
業務執行社員指定社員 公認会計士 千葉 茂寛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ミクニの令和3年4月1日から令和4年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミクニ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

令和4年5月17日

株式会社 ミクニ
取締役会 御中

監査法人 日本橋事務所
東京都中央区

指定社員 公認会計士 渡邊 均
業務執行社員

指定社員 公認会計士 千葉 茂寛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ミクニの令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第100期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、内部監査部門及びその他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」

（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年5月17日

株式会社ミクニ 監査役会

常勤監査役 鈴木 和 重 ⑩

常勤監査役
(社外監査役) 下 山 秀 弥 ⑩

監 査 役
(社外監査役) 宮 島 司 ⑩

監 査 役
(社外監査役) 山 内 純 子 ⑩

以 上

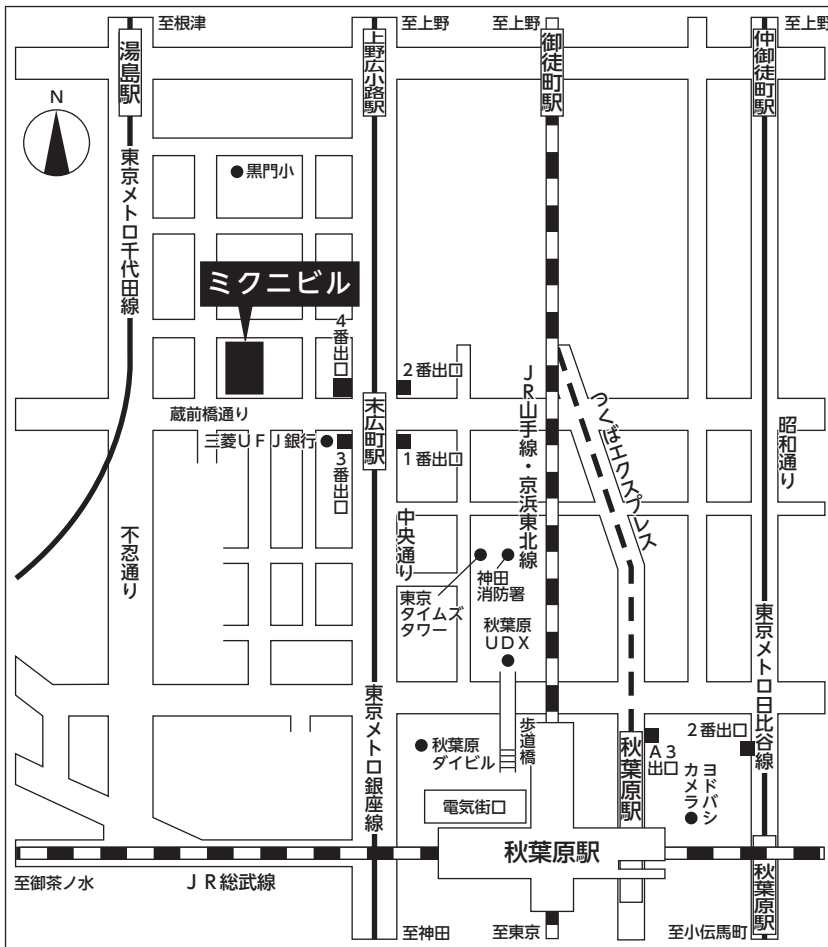
定時株主総会会場ご案内図

東京都千代田区外神田六丁目13番11号

ミックニビル 2階 ミクニホール

＜新型コロナウイルスによる感染症予防に関するお知らせ＞

新型コロナウイルスによる感染症予防のため、株主総会当日、当社スタッフはマスク着用にて対応させていただきます。ご出席される株主様におかれましても、マスク着用などの感染予防にご協力いただきますようお願い申し上げます。



- ・東京メトロ銀座線末広町駅より徒歩2分
 - ・東京メトロ千代田線湯島駅より徒歩7分
 - ・JR秋葉原駅（電気街口）、つくばエクスプレス秋葉原駅（A3出口）より徒歩10分
- ※駐車場の設備がありませんので、お車・オートバイ・自転車でのご来場はご遠慮ください。

※株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。